資料２－１

４千総政第１２７号
令和４年７月２５日

千葉市情報公開・個人情報保護審議会会長　様

千葉市長　　神　谷　俊　一

個人情報に関する重要事項について（諮問）

標記の件について、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成１７年千葉市条例第２号）第２条第１号の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴う千葉市における個人情報保護制度の見直しに係る下記の内容について諮問します。

記

（１）改正後の個人情報保護法において個人情報保護法を施行するための条例（以下「施行条例」という。）で定める必要があるとされている事項について
（２）改正後の個人情報保護法において施行条例で定めることができるとされている事項及び施行条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について
（３）改正後の個人情報保護法の施行に伴う千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成１７年条例第２号）の改正について
（４）その他個人情報保護制度の見直しにおいて検討が必要な事項について